

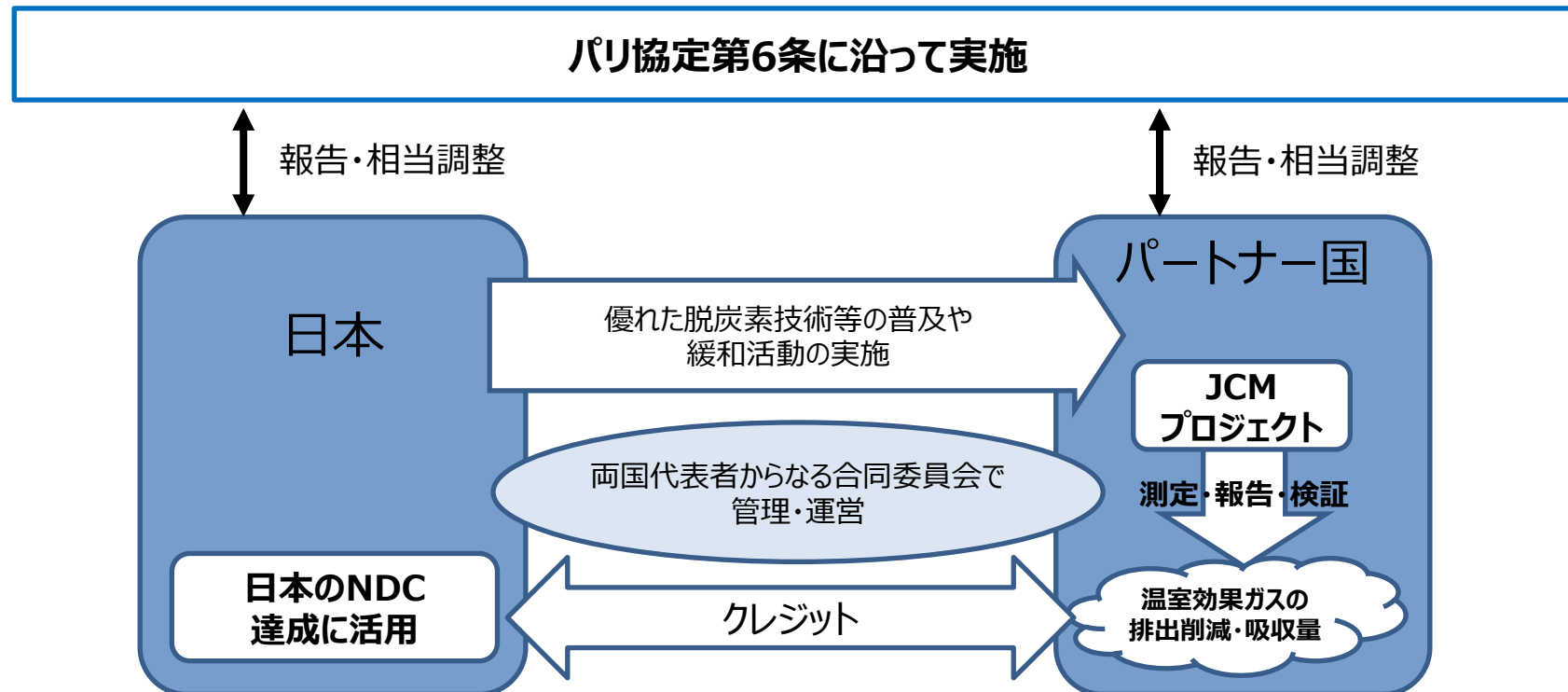
JCMに関する最新動向について

2026年6月29日

経済産業省 GXグループ 地球環境対策室
係長 雑賀 晃

二国間クレジット制度（JCM : Joint Crediting Mechanism）の基本概念

- 日本企業による投資を通じて、優れた脱炭素技術やインフラ等の普及を促進し、パートナー国の温室効果ガス（GHG）排出削減・吸収や持続可能な発展に貢献する。
- パートナー国での温室効果ガス（GHG）排出削減又は吸収への日本の貢献を定量的に評価し、クレジットを獲得する。
- 両国のNDCの達成に貢献するとともに、相当調整によりダブルカウントの回避を図る。
- パリ協定第6条2の協力的アプローチに関するガイダンスと整合的にJCMを実施する。



JCMパートナー国（32カ国）



【モンゴル】
2013年1月8日（ウラン
バートル）



【バングラデシュ】
2013年3月19日
（ダッカ）



【エチオピア】
2013年5月27日
（アジスアベバ）



【ケニア】
2013年6月12日
（ナイロビ）



【モルディブ】
2013年6月29日
（沖縄）

※写真は2021年10月
（JCM実施期間の延長署名式）



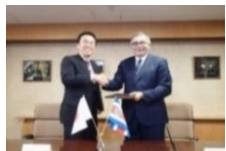
【ベトナム】
2013年7月2日
（ハノイ）



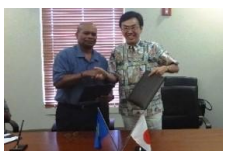
【ラオス】
2013年8月7日
（ビエンチャン）



【インドネシア】
2013年8月26日
（ジャカルタ）



【コスタリカ】
2013年12月9日（東
京）



【パラオ】
2014年1月13日
（ゲルルムド）



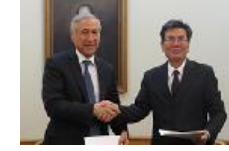
【カンボジア】
2014年4月11日
（プノンペン）



【メキシコ】
2014年7月25日
（メキシコシティ）



【サウジアラビア】
2015年5月13日



【チリ】
2015年5月26日
（サンティアゴ）



【ミャンマー】
2015年9月16日
（ネピドー）



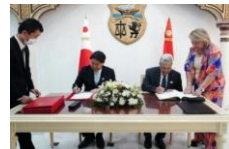
【タイ】
2015年11月19日
（東京）



【フィリピン】
2017年1月12日
（マニラ）



【セネガル】
2022年8月25日
（ダカル）



【ジョージア】
2022年8月26日
（トビリシ）



【アゼルバイジャン】
2022年9月5日
（バクー）



【モルドバ】
2022年9月6日
（キシナウ）



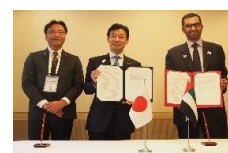
【スリランカ】
2022年10月10日
（コロンボ）



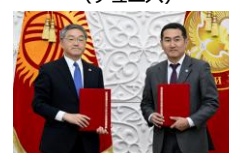
【ウズベキスタン】
2022年10月25日
（タシケント）



【パプアニューギニア】
2022年11月18日
（シャルム・エル・シェイク）



【アラブ首長国連邦】
2023年4月16日
（札幌）



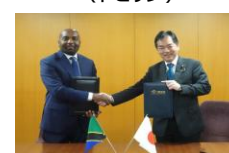
【キルギス】
2023年7月6日
（ビシュケク）



【カザフスタン】
2023年10月30日
（アスタナ）



【ウクライナ】
2024年2月19日
（東京）



【タンザニア】
2025年5月28日
（東京）



【インド】
2025年8月7日
（デリー）



【オマーン】
2026年4月9日
（マスカット）

パートナー国との交渉状況：オマーン

- 2026年4月9日、オマーン首都マスカットにおいて、芹澤清駐オマーン日本国特命全権大使とサーリム・アル・ウーフィー・オマーン・エネルギー・鉱物資源大臣との間で、日・オマーン間のJCM構築に関する協力覚書（MoC）の署名が行われた。
- また、同日に行われた赤澤経済産業大臣とウーフィーエネルギー・鉱物資源大臣のオンライン会談においても、JCMの署名を歓迎し、今後具体的な案件形成に向けて取り組んでいくことで一致。
- オマーン側と合同委員会開催に向け目下協議を進めているところ、先方からは、Oil & Gas・Powerセクター、CCS/CCUSへの関心が示されている。



芹澤駐オマーン日本国大使とウーフィーエネルギー・鉱物資源大臣のJCM協力覚書署名



赤澤経済産業大臣とウーフィーエネルギー・鉱物資源大臣のオンライン会談

パートナー候補国との交渉状況：マレーシア

- 2025年5月5-6日、石破総理の特使及びアジア・ゼロエミッション共同体（AZEC）議員連盟最高顧問として、岸田文雄衆議院議員が、AZEC議連訪問団とともにマレーシアを訪問。
- マレーシアでは、アンワル首相、ファディラ・ユソフ・マレーシア副首相兼エネルギー移行・水変革大臣、ニック・ナズミ・マレーシア天然資源・環境持続可能性大臣と会談。
- ニック・ナズミ大臣との間では、二国間クレジット制度（JCM）の協力覚書への署名に向けた作業を加速させるとともに、レアアースやサーキュラーエコノミーを含む様々な分野の協力を一層加速すること等について意見交換。
- 2025年10月、日・マレーシア首脳会談においてアンワル・イブラヒム・マレーシア首相との間で、両首脳は、両国間で、二酸化炭素回収・貯留（CCS）やアンモニア発電、原子力等脱炭素協力が進展していることを高く評価し、今後も二国間クレジット制度（JCM）の早期署名に向けた協議を加速し、アジア・ゼロエミッション共同体（AZEC）の取組を強化していくことで一致しました。
- 2026年6月、日・マレーシア首脳会談においてアンワル・イブラヒム・マレーシア首相との間で、両首脳は、両首脳は、エネルギー強靱化の観点も含むエネルギー安全保障・エネルギー移行に関する文書が署名されたことを歓迎しました。また、JCMにおいても、早期署名への期待を述べました。これに対し、アンワル首相から、この分野での取組は重要であり、引き続き日本と協力していきたい旨述べました。



ニック・ナズミ天然資源・環境持続可能性大臣との意見交換（出典：外務省HP）

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/ch/pageit_000001_01906.html



日・マレーシア首脳会談（2025年10月）
（出典：外務省HP）

https://www.mofa.go.jp/mofaj/s_sa/sea2/my/pageit_000001_00002.html



日・マレーシア首脳会談（2026年6月）
（出典：外務省HP）

https://www.mofa.go.jp/mofaj/s_sa/sea2/my/pageit_000001_00006.html

パートナー候補国との交渉状況：ブラジル

- 2025年3月にルーラ伯大統領訪日に併せて、日伯首脳会談を実施。日伯戦略的グローバル・パートナーシップ・アクション・プランにおいて、JCMが位置付けられた。
- 同時期に開催された日伯環境大臣間の二国間会談では、環境分野の協力覚書にて炭素クレジット市場における協力強化の重要性が含まれた。
- 2026年5月18日に開催された第1回日・ブラジル外相戦略対話では、パリ協定の目標に沿って、エネルギー安定供給の確保、経済成長の実現及び脱炭素化の促進を同時に推進する努力において、相互に合意された方法と手順の下でJCMを構築する可能性を視野に入れ、炭素市場における二国間連携と協力を推進するための協議を継続することに合意した。
https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/pressit_000001_03734.html

日・ブラジル戦略的グローバル・パートナーシップ・アクション・プラン2025-2030（和文）

4.5.4. **二国間クレジット制度（JCM）** 及び／又はその他のメカニズムの設立を通じて、国際的に移転される緩和の成果（ITMOs）又は「カーボン・クレジット」を、NDCの達成を目指すITMOsとして取り引きする可能性を検討することを含む気候プロジェクトの協力的な実施のための二国間取決めのモデルを模索しつつ、強靱な脱炭素経済への移行のための市場及び非市場アプローチを対象に含むパリ協定第6条についての経験に関する二国間交流を深化・多様化させること。

https://www.mofa.go.jp/mofaj/la_c/sa/br/pageit_000001_01745.html

日ブラジル環境分野の協力覚書（仮訳）

（前略）**炭素クレジット市場**における協力強化を通じたものを含む、持続可能なプロジェクトや環境サービスへの二国間投資機会の創出の重要性を強調し、以下の認識に至った。

https://www.env.go.jp/press/press_04696.html



両首脳共同記者発表（外務省HPより）

既存パートナー国状況：合同委員会（JC）開催等

タイ



- 2024年7月8日 タイ国内制度の構築に伴い、協力覚書（MoC）及び実施規則（RoI）を改訂し、署名。
- 2024年9月23日 第6回合同委員会を開催。ルール&ガイドラインのアップデートを採択（6条対応）。
- 2025年10月30日 第7回合同委員会を開催。1事業からのJCMクレジット発行の決定（初のITMOs発行）

モルドバ



- 2024年 9月25日 第1回合同委員会を開催。ルール&ガイドラインを採択（6条対応）。

インドネシア



- 2024年12月18日 第10回合同委員会を開催。ルール&ガイドラインのアップデートを採択（6条対応）。 CCS/CCUSガイドラインを採択。

カザフスタン



- 2025年 1月28日 第1回合同委員会を開催。6条対応を含むルール&ガイドラインを採択。

ウズベキスタン



- 2025年 2月26日 第1回合同委員会を開催。6条対応を含むルール&ガイドラインを採択。

PNG



- 2025年 3月21日 第1回合同委員会を開催。6条対応を含むルール&ガイドラインを採択。

キルギス



- 2025年 5月16日 第1回合同委員会を開催。6条対応を含むルール&ガイドラインを採択。

タンザニア



- 2025年9月16日 第1回合同委員会を開催。6条対応を含むルール&ガイドラインを採択。

インド



- 2025年9月22日 第1回合同委員会を開催。6条対応を含むルール&ガイドラインを早期採択に向けた最終調整を行うことを合意。

フィリピン



- 2025年11月6日 第2回合同委員会を開催。6条対応を含むルール&ガイドラインを採択。森林ガイドラインを採択。

モルディブ



- 2025年12月16日 第5回合同委員会を開催。6条対応を含むルール&ガイドラインを採択。1事業からのクレジット発行の決定（ITMOs発行）。

チリ



- 2026年1月16日 6条に対応した協力覚書（MoC）の新たに署名。

モンゴル



- 2026年2月26日 合同委員会をオンラインで開催し、6条対応を含むルール&ガイドラインを採択。

カンボジア



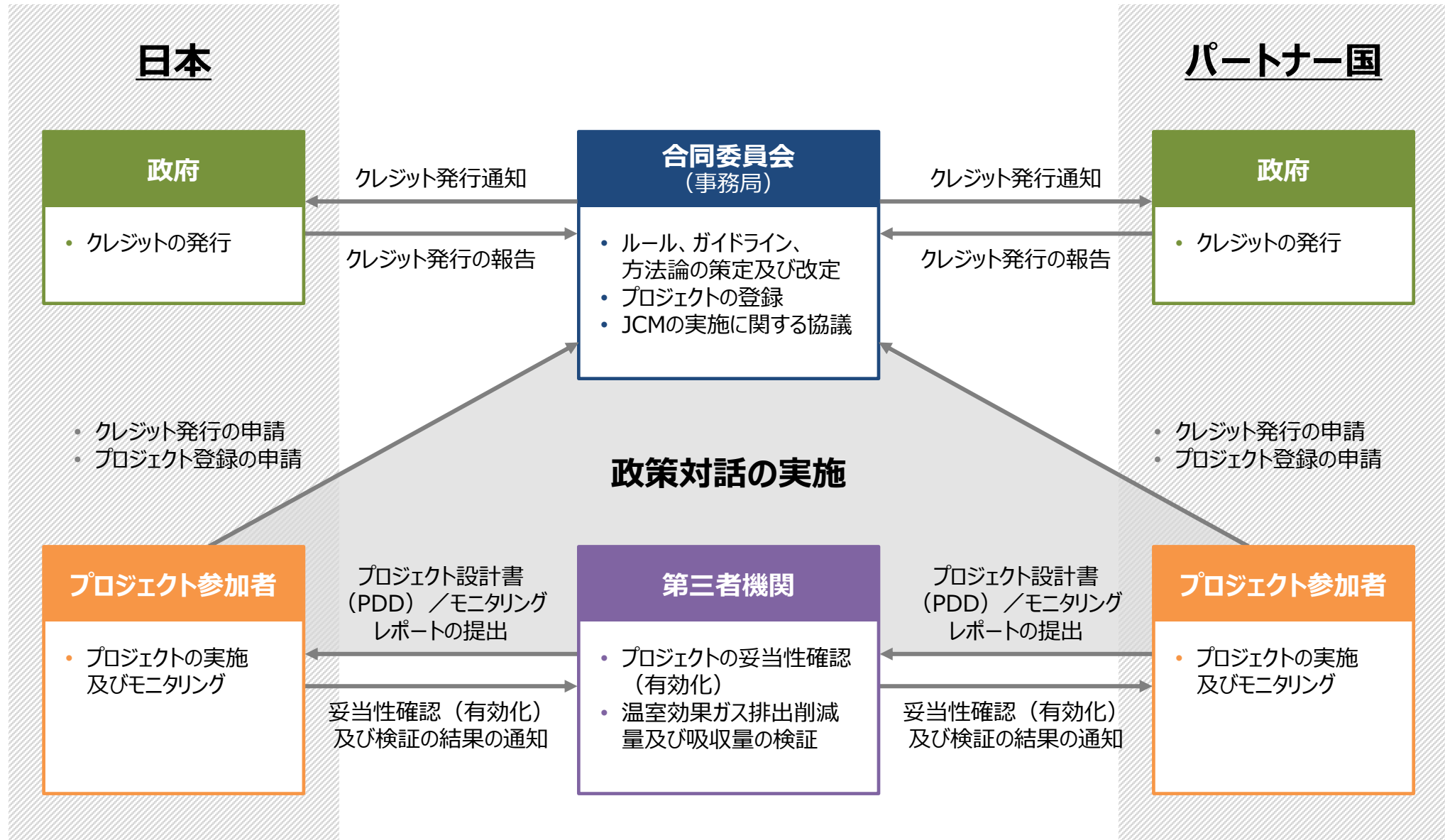
- 2026年3月5日 第7回合同委員会を開催。6条対応を含むルール&ガイドラインを採択。森林ガイドラインをアップデート。

パラオ



- 2026年5月16日 4事業からクレジット発行を決定（ITMOs発行）。

JCMのスキーム図



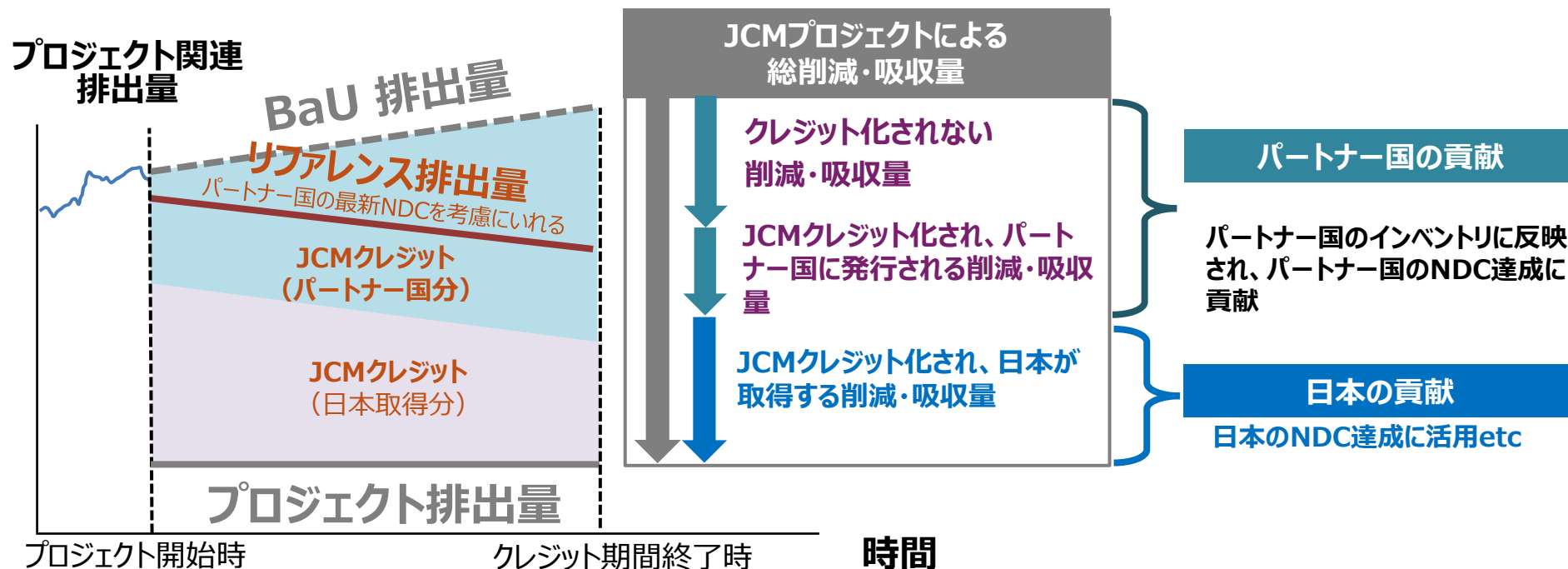
JCMのプロジェクトサイクル

注：最初の2つの手順「PINの提出」・「異議の有無の決定」については各パートナー国と調整中のものであり、これらを含む各パートナー国政府と採択したJCM規則・ガイドライン類の最新情報については、JCMホームページの各パートナー国のページにてご確認ください。

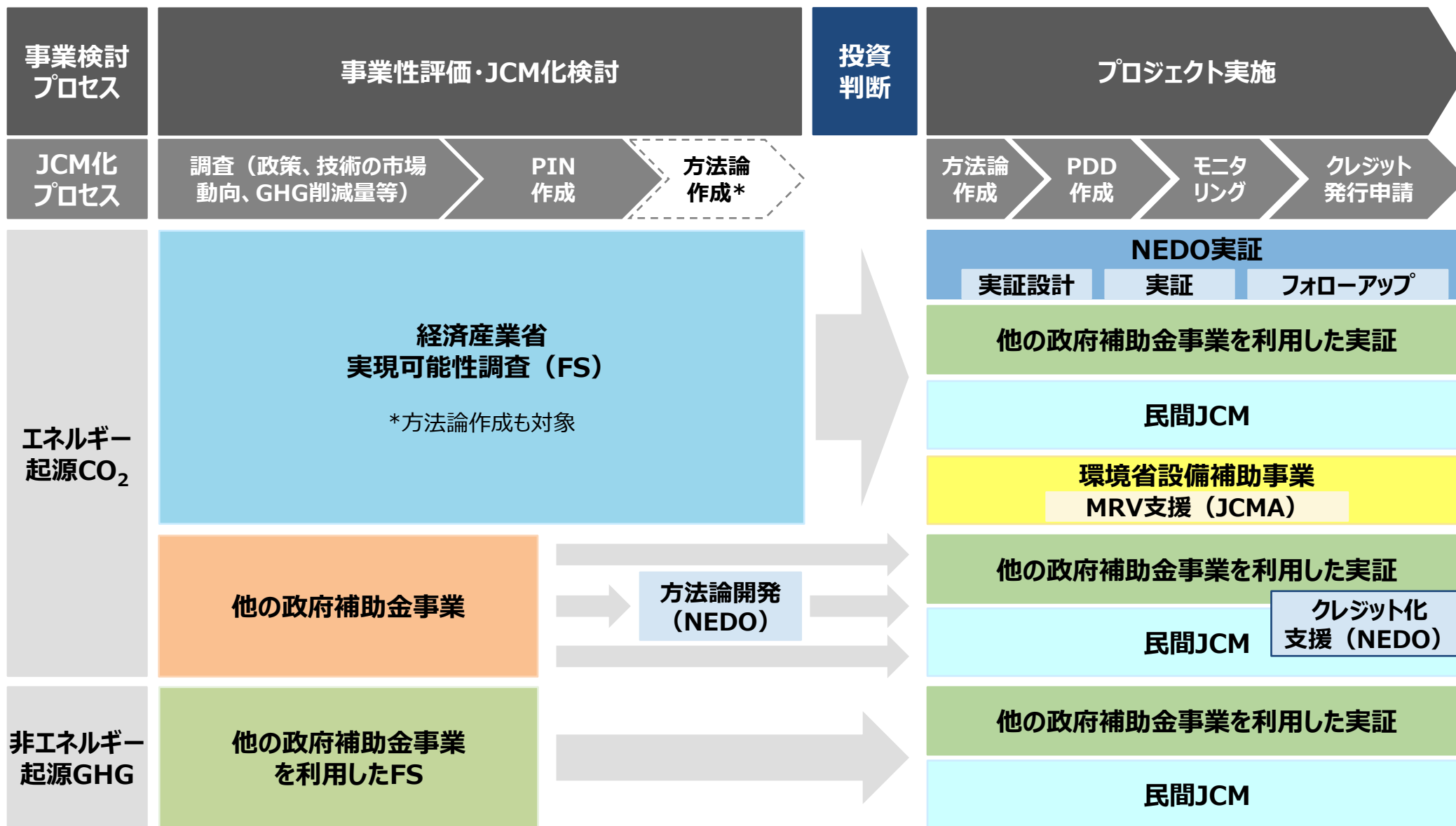


JCMにおける削減・吸収量の考え方とクレジットについて

- 全体の削減効果のうち、保守的に設定したリファレンス排出量とプロジェクト排出量の差分がJCMクレジットとして発行される。リファレンス排出量はパートナー国の最新のNDCを考慮にしつつ設定される。
- JCMプロジェクトによる全体の削減・吸収量の効果はBaU（Business as Usual）排出量とプロジェクト排出量の差分であり、JCMクレジットとして発行されない分と発行される分からなる。いずれもパートナー国と日本のNDC達成に貢献するものである。
- 各国政府とプロジェクト参加者への削減・吸収量の配分は、両国で構成される合同委員会において各主体の貢献を考慮にいれつつ協議し決定される。貢献としては、資金貢献に加え、技術供与や運営面での貢献も加味される。



経済産業省支援事業を活用したJCM案件形成の道筋 (政府支援JCM/民間JCMの全体像)



経済産業省によるJCMプロジェクト支援

- 経済産業省では、パートナー国の脱炭素化に資する技術のうち、特に先進的な技術を技術実証として支援する。
- プロジェクト費用のうち日本側負担分は、原則として、日本政府（METI/NEDO）が100%を負担する。
- 対象技術には、IoTによる省エネ、EMS、CCS/CCUS、再エネ、水素・アンモニア等がある。

過去の経済産業省プロジェクトの例



石油精製プラントの運転
制御最適化（横河電機）



携帯電話基地局へのトライブ
リッド技術導入（KDDI）

※6カ国にて11件採択済み（2026年時点）

実現可能性調査（FS） （経済産業省）



目的:

- 実証事業の開始に向けた基礎検討（導入技術、対象サイト、事業関係者等）
- GHG排出削減量定量化のためのJCM方法論の基礎の作成
- 相手国における導入技術の普及可能性の検討
- 委託費用上限：1500万円/件

実施期間:

1年間以内

NEDO実証事業 （NEDO*）



目的

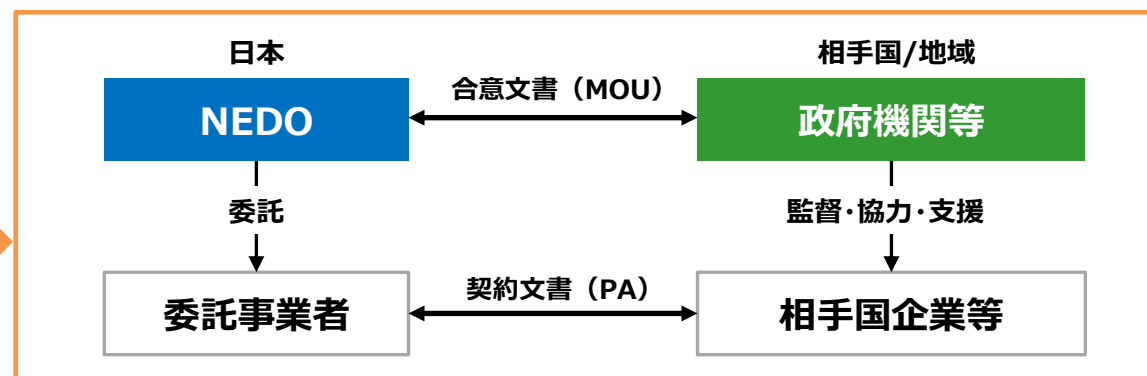
相手国において先進的な脱炭素技術の導入及び実証を行い、その有効性を検証する。

- 実証設備・システムの導入及び実証運転の実施
- GHG排出削減効果の定量化
- JCMクレジット発行に向けたJCM手続き
- 2026年度事業予算：12億円

実施期間 実証設計（旧実証前調査）：原則1年以内

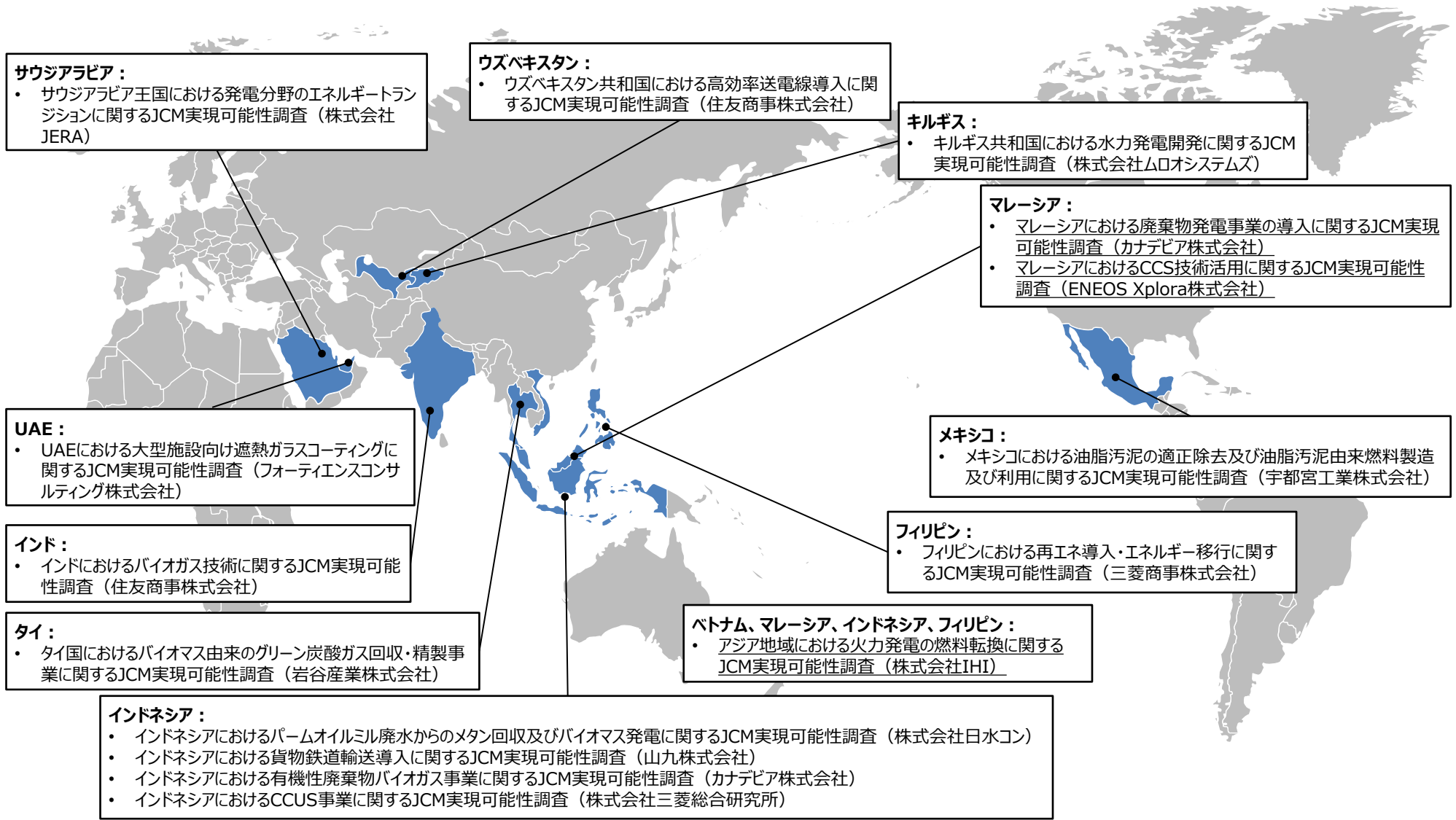
実証：原則3年以内

定量化フォローアップ事業：原則2年以内



* NEDO = 国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構

経済産業省が実施する実現可能性調査FS（2025年度1次・2次採択）



グローバルサウス未来志向型共創等事業 令和7年度補正予算額

総額約1,546億円（国庫債務負担行為等を含む）

<事業趣旨>

- 激変する国際情勢下においてグローバルサウスとの連携を強化することで、国際秩序の安定を目指す。
- また、相手国のニーズが高いDX/GX分野を中心に共創案件の形成等を支援することで、成長余力が高い同地域の活力を生かした日本のイノベーション創出や、有志国間での産業基盤のネットワーク構築、経済安保強化等にも裨益。これら成果を自由で開かれたインド太平洋（FOIP）の実現にも繋げていく。

<執行スキーム>

①補助上限40億円の大型実証、②補助上限1億円のFS、③補助上限5億円の小規模実証の3つに分かれる。
 事業実施期間は、①大型実証は補助交付契約締結又は交付決定から3年間、②FSは交付決定から1年程度、③小規模実証は交付決定から1年半程度（昨年度までは1年間だった事業期間を拡大）。

大型実証（対ASEAN加盟国）

予算額：505億円

執行団体（公募により選定）

（公募・採択）

事業者等

大型実証（ASEAN加盟国以外）

予算額：314億円

執行団体（公募により選定）

（公募・採択）

事業者等

小規模実証・FS

予算額：152億円

執行団体（公募により選定）

（公募・採択）

事業者等

- ・補助額：5億円超、40億円以下
- ・補助率：中小企業以外1/2、中小企業2/3
- ・事業期間：最長3年間
（ただし、最長でも2030年3月末まで）
- ・公募スケジュール：※予定
～3月31日 募集要領（暫定版）公開
6/1(火)～6/30(火) 提案受付
9月上旬 採択結果公表

- ・補助額：FS事業 上限1億円
小規模実証 上限5億円
- ・事業期間：FS事業 1年間
小規模実証 1年6ヶ月
- ・補助率：中小企業以外1/2、中小企業2/3
- ・公募スケジュール：※予定
3月30日(月) 募集要領（暫定版）公開
4/17(金)～5/11(月) 提案受付
6月末頃 採択結果公表

※大型実証／小規模実証・FSの今後の公募予定、過去の採択結果は以下に掲載しています。
https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/cooperation/oda/index.html

グローバルサウス未来志向型共創等事業・採択案件

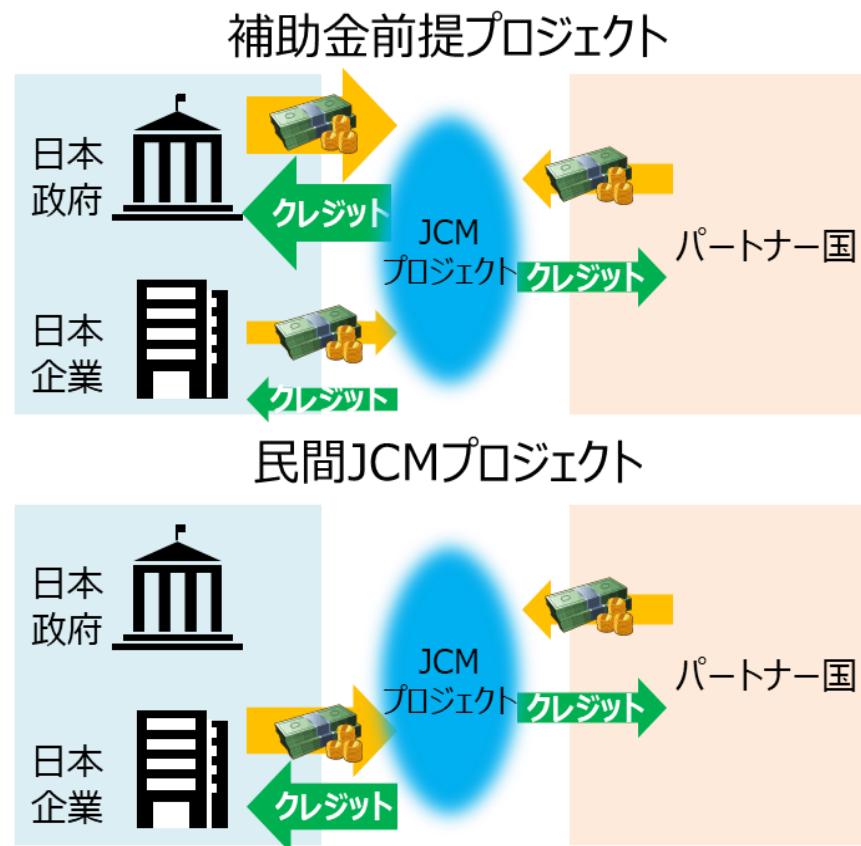
	企業名	事業内容
令和5年度大規模実証		
1.	スズキ株式会社	インドの社会課題解決を目的として取り組む、インド酪農業界と日本の自動車会社の連携によるバイオガス事業
令和6年度FS1次		
1.	日鉄物産株式会社	タイ王国／工業団地におけるグリーン水素製造及び運輸・産業セクターにおける地産地消の水素利活用モデル確立に向けた調査事業
2.	東京電力パワーグリッド株式会社	ベトナム国／工業団地における再エネ・DR・水素製造・蓄電池・EMSを組み合わせたエリア内エネルギー管理 調査事業
3.	川崎重工業株式会社	マレーシア・インドネシア・フィリピン／DAC事業可能性調査事業
令和6年度FS2次		
4.	株式会社TOWING	タイ王国／地域の未利用資源から生成したバイオ炭及び土壌微生物を活用した「高機能バイオ炭」のタイ王国における実装に関する実証事業
5.	株式会社両備システムズ	バングラデシュ人民共和国／農業データプラットフォームによる農業DX及びGX実証事業
6.	株式会社アグリツリー	ベトナム国／農林水産業の気候変動適応及び農村の電力インフラ強化に資するソーラーシェアリング実証事業
7.	宇部工業株式会社	インドネシア共和国／脱炭素社会構築に向けた効率的な水処理と水質管理に関するFS調査事業
令和6年度FS3次		
8.	阪和興業株式会社	マレーシア／バイオ液体燃料用原料となるポンガミア植林実証事業
9.	日本工営株式会社	ブラジル国／下水汚泥を活用したバイオ炭によるカーボンクレジット創出実証事業
10.	株式会社駒井ハルテック	インド国／中型風力発電システム製造事業実施可能性調査事業
11.	東レ株式会社	タイ王国／キャッサバパルプからの非可食糖製造商用機に向けた省エネ化・CFP改善実証事業
令和6年度大規模実証		
12.	住友林業株式会社	インドネシア国／中央カリマンタン州メガライスプロジェクト跡地における持続可能な泥炭地管理による泥炭火災防止・CO2排出削減・泥炭地修復実証事業
13.	Green Carbon株式会社	フィリピン国／水田メタンガス削減及び籾殻バイオ炭生成によるカーボンクレジット実証事業
14.	TSBグリーンネックス 株式会社	ラオス国／パクセー・ジャパン経済特区カーボンニュートラル化実証事業
15.	株式会社トロムソ	ベトナムに独自開発した炭化炉を複数サイトに導入し、様々な農林残渣からバイオ炭を製造し、利用。バイオ炭の農作物の収量の安定化・増加効果および、化成肥料の削減効果を検証しつつ、バイオ炭の炭素貯留効果によるカーボンクレジット化についても技術的、経済的な検証を行う

民間資金を中心としたJCMプロジェクト（民間JCM）について

- 民間JCMとは、民間企業が設備導入を民間資金のみで実施するJCMプロジェクト
- 民間企業がクレジットを取得でき、自社目標達成や市場取引による収益化に活用可能。
- NDCにおけるJCM1億トン目標達成に向けて、JCMの更なる拡大が期待。

【民間JCMのメリット】

- 企業にとって・・・
 - ✓ 事業計画・資金計画が自由にできる
 - ✓ クレジットを自社で取得し、市場取引による収益化が期待できる
 - ✓ 各種制度（SHK制度やGXリーグへの活用）およびNDCへの貢献ができる
- 相手国にとって・・・
 - ✓ 事業を通じた脱炭素技術の導入・普及展開
 - ✓ 資金提供・付随サービスの実施
 - ✓ NDCへの貢献、技術導入・投資促進
 - ✓ 自然環境の保全、など



GX-ETS第2フェーズの開始とJCMクレジット取引の今後

- 2025年通常国会で改正GX推進法が成立。産構審・排出量取引制度小委員会で、排出枠の割当方法など制度の大枠をとりまとめ（2025年12月）。
- 2026年4月からは、より実効可能性を高めるため、排出量取引を法定化。
- 本制度で使用可能なクレジットはJ-クレジットとJCMクレジット。JCMクレジット取引市場も整備予定。
- 排出枠の価格形成を促し、制度対象者の削減インセンティブを確保する観点から、クレジットの使用上限を設ける。
- 上限の水準については、諸外国制度においても制度の発展とともに段階的に引き下げを行っていることから、実排出量の10%を上限とする。
- その上で、制度開始以降も排出枠の需給に及ぼす影響等について継続的に点検し、必要な場合には上限の見直しを検討していく。

- CO2の直接排出量が前年度までの3カ年度平均で10万トン以上の事業者が対象。
- 日本全体で300～400社程度、カバー率は我が国全体の温室効果ガス排出量の60%近くとなる見込み。
- 事業者は自らの排出実績を算定し、第三者機関（登録確認機関）による確認を受けた上で、毎年度国に報告。
- 毎年度の排出実績と同量の排出枠（+クレジット）を翌年度の1月31日に保有することを義務づけ。
- 取引価格の過度な高騰又は下落を避けるため、排出枠の上下限価格（1,700円～4,300円）を設定。

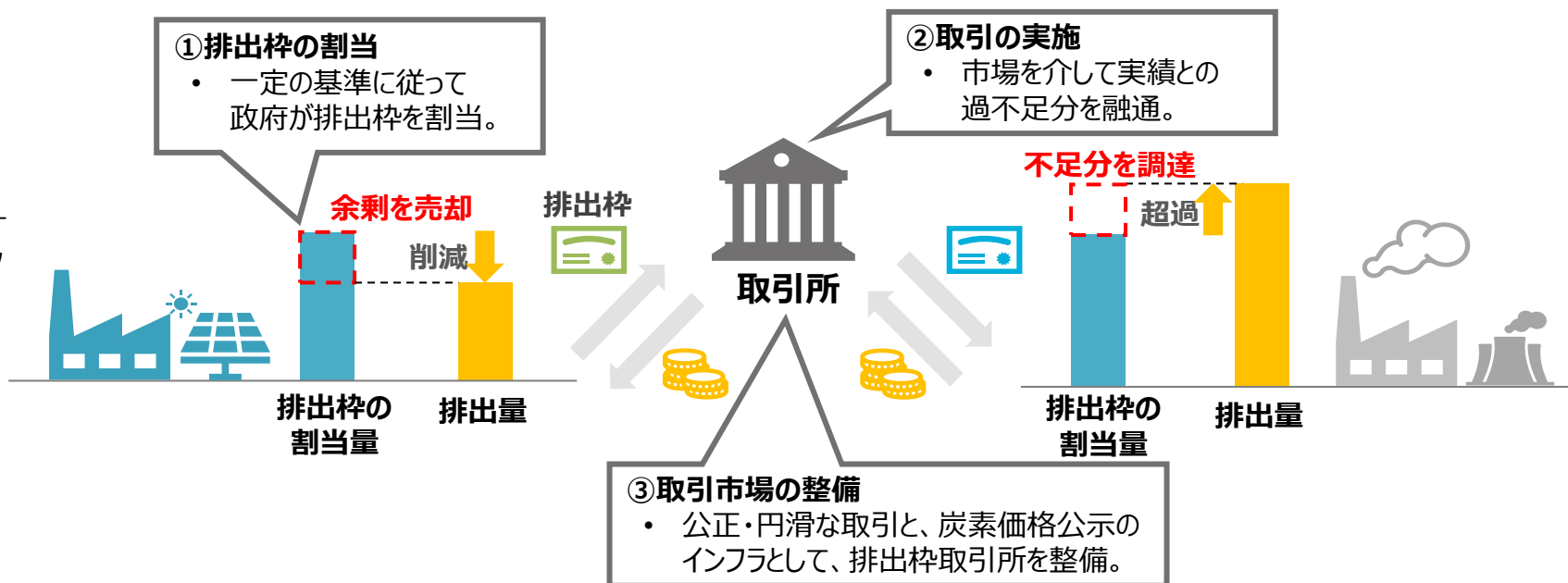
本制度で使用可能なクレジット

- J-クレジット
- JCMクレジット

※ 使用可能なJCMクレジットは、温対法SHK制度に準拠する（SHKでは、2020年以前の取組に由来するJCMクレジットについては発行日等の要件を満たさない限り使用不可）

使用可能量の上限

- 各年度の実排出量（クレジット無効化量を控除する前の排出量）の10%



ご清聴ありがとうございました。
案件相談等は以下までご連絡ください。

【お問合せ先】

経済産業省 GXグループ 地球環境対策室

JCM担当： E-mail：bzl-JCM@meti.go.jp



Appendix

低炭素技術による市場創出促進事業（NEDO実証事業）

- 我が国の優れた低炭素技術・システムの普及拡大及び地球規模での温室効果ガス削減を目的として、JCMを活用して海外実証を行い、当該技術・システムによる温室効果ガス排出削減・吸収量を定量化し、JCMクレジット化を目指す。
- 実証設計、実証事業及び定量化フォローアップ事業の3つのフェーズから構成される

公募URL：https://www.nedo.go.jp/koubo/GI2_100001_00020.html



実施形態：委託事業（NEDO負担率100%）

1. 実証設計（旧実証前調査）

[概要] 実証計画の策定、普及の蓋然性、温室効果ガスの排出削減効果及びその定量化手法（JCM方法論等）等について調査し、実証事業の具体的な実施体制や実証事業終了後の低炭素技術・システムの普及可能性等を検討する。

[実施期間] 原則**1年以内**

[実施規模] 原則**55百万円以内**／1件（税込）

2. 実証事業

[概要] 実証技術・システムの導入・運転を行い、また、温室効果ガス排出削減効果の定量化とJCM手続き実施によるJCMクレジット獲得に取り組む。

[実施期間] 原則**3年以内**

[実施規模] 原則**1,000百万円以内**／1件（税込）

3. 定量化フォローアップ事業

[概要] 実証事業終了後、我が国の貢献により着実な温室効果ガス排出削減効果と十分なクレジット発行が見込まれる案件に対して、JCM手続きと当該技術・システムの普及に係る活動を継続する（※本事業における実証設備・システムの操業費用をNEDOは負担しない）

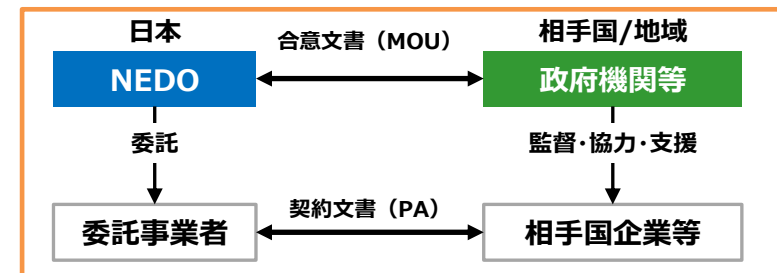
[実施期間] 原則**2年**

[実施規模] 原則**20百万円以内**／1件（税込）

調査対象国

JCMパートナー国（32カ国）
（2026年6月現在）

実施体制



公募期間

3/10 公募予告・プレントリー開始、
4/20 公募開始 ～ 6/5公募締切
（プレントリーは4/24締切）

有望技術分野の新規方法論開発に向けた調査

- 二国間クレジット制度（JCM）を活用した低炭素技術普及促進事業の拡大に資するため、大規模な温室効果ガスの排出削減・吸収に寄与する我が国の低炭素技術・システムのうち、「有望かつ方法論が未整備」のものを対象として、JCM方法論の開発と温室効果ガス排出削減量の試算及びそれらの前提となる条件の検討を行う。

公募URL : https://www.nedo.go.jp/koubo/GI2_100001_00021.html

調査対象国

JCMパートナー国（32カ国）（2026年6月現在）の他、新規パートナー国となり得る国・地域も対象とする。

対象技術

エネルギー起源二酸化炭素（エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素をいう。）の排出の抑制に関する技術・システム（※）であり、かつ、我が国が優位性を発揮し、大規模な温室効果ガスの排出削減・吸収に寄与する「有望かつ方法論が未整備」の低炭素技術・システムを対象とする。

（※例えば、森林由来の二酸化炭素排出削減のみに関する技術は対象外）

事業規模

1件あたり20百万円以内（税込）

事業期間

NEDOが指定する日から原則当年度末まで

公募期間

3/17 公募予告、4/8 公募開始 ～ 5/25 公募締切



JCMクレジット化支援調査事業

- JCM合同委員会におけるプロジェクト登録からクレジット発行申請に至るまで、JCMのルールに則り所定の手続きを実施し、我が国のJCMクレジット獲得を支援。
- 具体的には、対象事業の温室効果ガス排出削減効果とMRV手法の確認及び評価、JCM方法論の開発（又は既存の方法論の適用）、JCMプロジェクトサイクルにともなう手続きで必要となるプロジェクト設計書（PDD）の作成、温室効果ガス排出削減量の測定・モニタリング、第三者機関による検証、合同委員会との調整等を実施します。

公募URL : https://www.nedo.go.jp/koubo/GI2_100001_00022.html

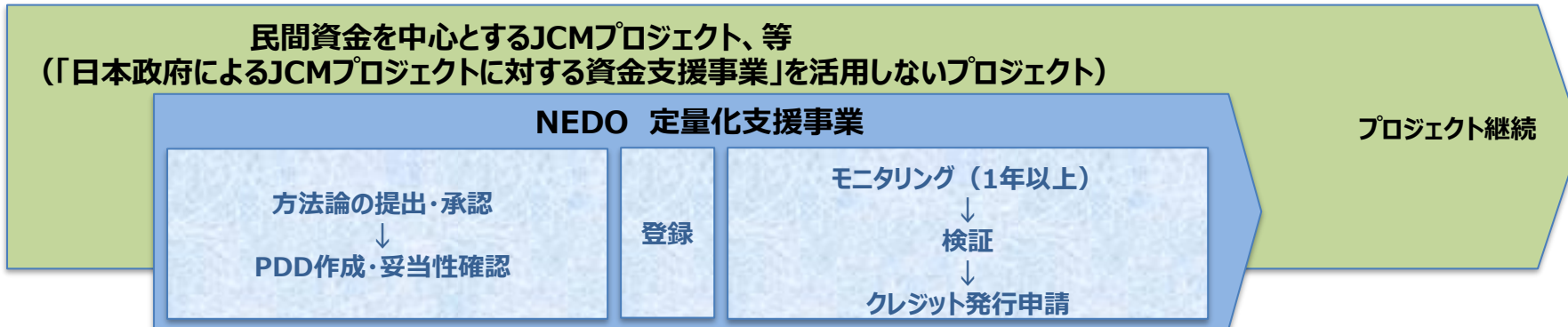
対象国 JCMパートナー国（32カ国）（2026年6月現在）

- 対象事業**
- 日本の民間企業等が実施する温室効果ガス排出削減効果が見込まれる事業を対象とするものであり、かつ、日本のJCMクレジット発行が期待できるものであること。
 - 「日本国政府によるJCMプロジェクトに対する資金支援事業」を活用しないプロジェクトであること。
 - エネルギー起源二酸化炭素の排出の抑制に関する事業であること。
 - Project Idea Note (PIN)を日本のJCM事務局に提出済みであること。
 - JCMプロジェクトとすることについて相手国企業等と書面による合意が形成されていること。

事業規模（予定） 100百万円以内／件

事業期間 4年以内

公募期間 3/17 公募予告
4/8 公募開始 ~ 5/18 公募締切



経済産業省が実施する実証事業（2026年4月末時点）

モンゴル:

★省エネ送電システム（日立製作所）※2013年8月～2019年2月
省エネ型の送電線を導入するとともに、系統解析の実施により、送電ロスを最小限にしCO2を削減。

モルドバ:

★エタノール醸造工場における廃棄物エネルギー利用のためのメタン発酵システム実証事業（株式会社SDGインパクトジャパン）
※2024年9月～実証設計
モルドバ最大規模のエタノール醸造工場にメタン発酵システムを導入し有機残渣物からバイオガスを回収、天然ガス代替しCO2を削減。

サウジアラビア:

中東地域における再エネ導入拡大のための配電システムでのエネルギーマネジメントシステム実証事業
※2025年8月～実証開始
系統連系された遠隔地であるフライムラ地区（首都リヤドから北西70km）に、EMS、蓄電池（容量型・出力型）、太陽光発電設備および既設風力発電設備で構成されるハイブリッド再エネ発電システムを設置。

ケニア※:

マイクロ水力発電によるコミュニティー電化（NTTデータ経営研究所）※2012年度～2019年2月
地方電化率が非常に低い、ケニアにおいて、低落差で発電可能なマイクロ水力発電システムを活用し、コミュニティー電化を実現。
※UNIDOによる実証事業

タイ:

ASEAN地域電力会社向けIoT活用による発電事業資産効率化・高度化（丸紅）
※2019年2月～2023年2月
高度なデジタル・ソリューション（AI解析等）によるボイラー燃焼効率の最適化システムを導入し、CO2を削減。
ICTを活用した送電系統の最適制御(OPENVQ)による低炭素化・高度化事業（日立）
※2019年11月～
OPENVQ導入により、送電網の電圧設定を自動最適化することにより、送電ロスを削減しCO2排出削減。

ベトナム:

★国立病院の省エネ・環境改善（三菱電機）※2014年1月～2017年6月
高効率のインバーターエアコンを国営病院に導入し、それらを最適に制御するエネルギー・マネジメント・システム（EMS）を用いた技術実証を実施。
★BEMS開発によるホテル省エネ（日比谷総合設備）※2014年1月～2018年2月
「エネルギー管理技術」「高効率給湯技術」「高効率照明技術」を導入することにより、ビル全体の省エネを実現し、CO2削減。
★漁船用特殊LED照明導入（スタンレー電気）※2016年9月～2018年2月
ベトナム中部地区の漁船に、スタンレー電気が独自開発した高効率・高耐久な特殊LED技術を導入し、省エネ化を実証。
★余剰再エネ電力を活用したグリーン水素製造およびソリューション提供のためのシステム実証事業（株式会社大林組）
※2024年10月～実証設計
ベトナム南部の工業団地内にAEM型水電解装置を設置、太陽光発電の余剰電力を用い水素製造・貯蔵し、燃料電池での発電電力を敷地内で利用することで再エネを実現。

ラオス:

★モジュール型省エネデータセンター（豊田通商、インターネットイニシアティブ）
※2016年1月～2018年10月
ビル型データセンターに比べて安価かつ迅速に建設可能なモジュール型の省エネデータセンターを、高温多湿、高濃度の埃、不安定な電力供給を伴う地域に導入し、CO2を削減。

インドネシア:

★動力プラントの運用最適化技術（アズビル）※2014年2月～2018年12月
石油精製プラントのボイラー、タービン等の設備の運用を連携させて最適化することにより、工場全体の省エネを実現し、CO2削減。
★石油精製プラントの運転制御最適化（横河電機）※2013年11月～2019年2月
石油精製プラントで原油を蒸留、分解する各装置の運転を最適化することにより省エネを実現し、CO2削減。
★携帯電話基地局へのトライブリッド技術導入（KDDI）※2017年4月～2019年2月
KDDIの制御技術「トライブリッドシステム」（太陽光・蓄電池/ディーゼル/系統）を携帯基地局に導入し、無電化地域等における電力安定供給・省エネ実現。

（実証事業はNEDOもしくはUNIDO※によるもの）

合計: 14プロジェクト採択 (8カ国)

- 下線（モンゴル、ベトナム3件、ラオス、インドネシア3件、ケニア）はJCMプロジェクトとして登録されたもの。
- ★はJCMクレジットが発行されたもの。

民間JCMガイドンス改定について

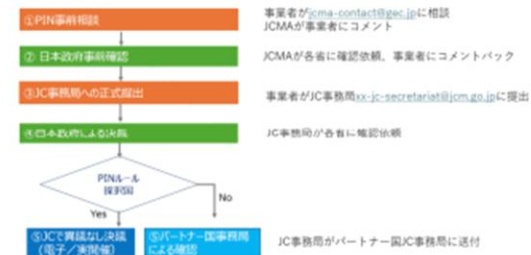
- 民間資金を活用したJCMプロジェクトを進める際の手続の詳細や留意事項等についてまとめた「民間資金を中心とするJCMプロジェクトの組成ガイドンス」の改定版を2026年5月に公開。
- 今回の改定内容は、2025年11月に公表された「JCM 適用基準」や事業概要（PIN）の新様式の案内など含んでおり、民間JCMの検討の際は、ご一読願いたい。https://gec.jp/jcm/agency/private-sector_jcm_guidance_rev_bundle.pdf

民間資金を中心とする JCM プロジェクトの組成ガイドンス (2026年改定版)

2026年5月

環境省、経済産業省、農林水産省、外務省
日本政府指定 JCM 実施機構 (JCMA)

図3-1 PINの政府確認プロセス



3.3 方法論の開発について

民間 JCM では、方法論は基本的に民間事業者にて作成いただけます。JCM プロジェクトの方法論については、パートナー国ごとに作成し、合同委員会の承認を得る必要があります。プロジェクトの実施予定国において、既に予定しているプロジェクトに適用可能な承認済みの JCM 方法論が存在する場合には、それを活用することができます。適用可能な承認方法論が存在しない場合、新たに方法論を作成する必要があります。CDM や J-クレジット等、他の制度における方法論がある場合には、それを参考に方法論を作成することは可能ですが、他の制度の方法論を JCM プロジェクトに直接適用することはできません。また、JCM では、パートナー国が日本側の取得するクレジットに見合う量を相当調整してもなお、JCM プロジェクトがパートナー国の NDC 達成に貢献するよう、BaU 排出量を下回るリファレンス排出量を設定することが必要です。新たな方法論は、各パートナー国との間で採択された方法論開発ガイドライン (JCM Guidelines for Developing Proposed Methodology) を参照の上、Eligibility criteria 等に留意して新たに作成ください。

なお、フィリピンに関しては、2025年2月に開断かんが技術(AWD)による水田のメタン削減に関する方法論(PH.AM004:Methane Emission Reduction by Water Management in Rice Paddy Fields)がフィリピンと我が国との JCM 合同委員会にて、承認されました。³

³ フィリピンの AWD によるメタン削減の方法論 <https://www.jcm.go.jp/jcm/methodologies/ph-am004-wr1-0/>

JCM案件組成に当たって注意すべきポイント

① JCMにおいて「追加性」の問題をどう捉えるか？

- 「追加性（additionality）」とは一般的に、クレジットのインセンティブが無ければ、プロジェクトが起ころなかったことを示すもの。
- JCMのルール&ガイドラインでは明記なし。方法論の適格性要件はあり。
- 6条ガイダンス（Decision 2/CMA.3, Annex）では、ITMOs from a cooperative approach are Real, verified and **additional**であることという記載あり。

② 日本企業による資金貢献のタイミングをどう考えるか？

- 日本企業がプロジェクトの組成段階から関与せず、**事後的に資金貢献する案件/クレジット買取案件（オフテイク型）**がJCMとして認められるか否か。
- 民間JCMか/公的資金を利用したJCMなのか。
- 環境十全性が確保されているプロジェクトであることが前提。それを事業者が「説明可能」なのか。

③ JCM化できるのは事業の「どの時点まで」なのか？

- 「事情変更」が起こりうるのは、FIDまでなのか、調達・建設時点までか？
- その時点までに、何を相手国に提出している必要があるのか。⇒ **JCMではPIN提出を起点**に。
- 民間JCMか公的資金を利用したJCMなのか。
- 環境十全性が確保されているプロジェクトであることが前提。事業者が「説明可能」なのか。

④ 例外：公的資金支援と農業・森林

- 政府補助金、JBIC等の公的資金支援を受けたプロジェクトは、「JCMクレジット化」を前提とした公的支援が無ければ成立し得ないプロジェクトと考えられる。⇒ それぞれの支援スキームのタイムラインを許容

⑤ 日本企業の役割と定量化

- 資金貢献は**定性的な説明ではなく、定量的に説明されるべき**。

適用基準

二国間クレジット制度（JCM）適用基準

2025年12月8日

環境省、経済産業省、農林水産省

日本政府指定JCM実施機構（JCMA）

1. JCMの適用にあたっては、当該事業がJCMを利用する付加価値があることが必要であり、

①事業性を確保するためにクレジットによるインセンティブ（例：クレジット収入以外に事業収益が見込めない事業であるか、事業収益が見込めたとしてもクレジット収入がなければ投資回収年数が長期化する、あるいは内部収益率（IRR）が低く、事業の実施が困難であること等）が必要であること。ただし、一律的なIRRや投資回収年数などの数値基準は設けない。

②パートナー国のNDCへの貢献という観点から、事業・技術難易度や導入量・スピードなどで特に優れている点があること。

③パートナー国内での波及・横展開のポテンシャル有無及び程度（地元企業の参画、キャパシティや技術の習得による地域産業への裨益を含む）。

といった点について説明が代表事業者等からなされること。その上で、分野別のガイドラインや方法論等に沿っていることを前提として、国際的に説明可能かなどを考慮して、関係省庁・政府機関がJCMの適用可否を総合的に判断する。

適用基準

2. 排出削減・吸収を行う機器の調達を開始する日又は排出削減・吸収を行う設備の建設を開始する日のどちらか早い日より前に、日本政府を通じて相手国政府に事業概要（PIN：Project Idea Note）を提出していること。ただし、既に調達や建設を開始している事業であっても、その後の事情変更を受けて（例：事業環境等の変化により事業の継続に支障が生じる場合）、1に示したクレジットによるインセンティブの必要性や付加価値が認められる状況になったことを、事業者が合理的に説明できる案件、及びJCM申請につながる設備や機器に対する公的資金支援によって実施している事業については、この限りではない。
3. 上記2に関しては、排出削減・吸収を行う機器の調達を伴わない事業（例えば森林分野・農業分野・土地利用分野など）についてはこの限りではない。森林分野に関しては、パートナー国との間で森林分野のJCMガイドラインが承認される以前に開始された森林分野の活動であっても、ガイドラインで定めた規定を満たしていればJCMの適用対象となる場合がある。

適用基準

4. PINにおいて、排出削減・吸収に対する日本企業又は日本政府の役割が明確に説明されていること及び日本の資金貢献が定量化されていること。

なお、ある提案事業がJCMとして認められるためにはパートナー国政府との一致が必要であり、上記で示した基準を満たせばすべての事業がJCMとして認められることを保証するものではない。

<適用基準・掲載先>

◎JCM実施機構 (JCMA)

https://gec.jp/jcm/agency/JCM_application_criteria_ja.pdf

◎環境省

<https://www.env.go.jp/content/000358260.pdf>